

# 横浜市記者発表資料

令和6年9月27日  
教育委員会事務局  
南部学校教育事務所教育総務課

## 教職員の懲戒処分について

### 1 事件の概要

所 属	横浜市立中学校
被 処 分 者	教諭（臨時的任用職員・男性・20代）
処 分 日	令和6年9月27日（金）
処 分 内 容	懲戒免職（退職手当等全額不支給）
監 督 者 責 任	校長・嚴重注意
概 要	当該教諭は、令和6年1月にスマートフォンのアプリケーションソフトを利用して知り合った、市外に在住する16歳未満の被害女性に対し面会を要求し、同日、横浜市中区の宿泊施設でわいせつな行為をした。同年8月7日（水）16歳未満の者に対する面会要求及び不同意性交等の容疑で逮捕され、その後起訴された。

### 2 南部学校教育事務所長コメント

<p>教育委員会として、不祥事の防止に取り組んでいる中、このようなことが起きたことは、極めて遺憾であり、大変申し訳なく思います。</p> <p>当該教諭の行為は、教員としてあるまじき行為であり、極めて許しがたいことです。</p> <p>本市教育に対する市民の皆様の信頼を取り戻すべく、再発防止に向けて全力で取り組んでまいります。</p>
--

お問合せ先

教育委員会事務局 南部学校教育事務所教育総務課 Tel : 045-843-6406